

## 監査の結果（平成 23 年 12 月 15 日決定分）

### 第 1 監査の概要

#### 1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

#### 2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 21 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

#### 3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

#### 4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 6 機関です。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	図書館	平成 23 年 12 月 15 日	平成 23 年 9 月 6 日	書面監査
2	広高等学校	平成 23 年 12 月 15 日	平成 23 年 9 月 16 日	
3	尾道北高等学校	平成 23 年 12 月 15 日	平成 23 年 9 月 16 日	
4	広島中央警察署	平成 23 年 9 月 14 日	平成 23 年 9 月 14 日	実地監査
5	広警察署	平成 23 年 12 月 15 日	平成 23 年 9 月 16 日	書面監査
6	安佐北警察署	平成 23 年 12 月 15 日	平成 23 年 9 月 27 日	

注 対象機関名のあとに「 」を表記している機関は、抜き打ち的監査を実施した機関です。  
（抜き打ち的監査：あらかじめ調書を求めず、通知後速やかに実施する監査）

#### 5 機関別の指摘事項・意見・付記の一覧

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
1	図書館	【指摘事項】 なし 【意見】 なし	【付記】 なし

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
2	広高等学校	<b>【指摘事項】</b> ア 高等学校使用料（授業料）において，長期未納（過年度分）があるもの イ 委託契約における設計金額積算に誤りがあったもの ウ 委託契約の事務処理において，契約書に定める作業計画書等の提出を受けていなかったもの エ 美術品の管理において，美術品台帳が作成されていないもの オ 行政財産の使用許可に伴う使用料徴収事務において，調定年度に誤りがあったもの <b>【意見】</b> なし	【付記】 なし
3	尾道北高等学校	<b>【指摘事項】</b> なし <b>【意見】</b> なし	【付記】 なし
4	広島中央警察署	<b>【指摘事項】</b> ア 違法駐車車両移動措置費の徴収において，長期未納（過年度分）があるもの イ 委託契約の事務処理において，作業計画書に係る承諾を書面で行っていないもの ウ 委託契約における設計金額積算に誤りがあったもの エ 遺失物の取扱事務において，個人情報関連物件に該当する蓋然性が高いノートパソコン等の電子機器について，個人情報関連物件とせずに廃棄していたもの <b>【意見】</b> なし	【付記】 なし
5	広警察署	<b>【指摘事項】</b> なし <b>【意見】</b> なし	【付記】 なし
6	安佐北警察署	<b>【指摘事項】</b> なし <b>【意見】</b> なし	【付記】 なし

## 第 2 監査の結果

監査の結果は，次のとおりです。

### 1 図書館

#### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 図書館資料を収集し，整理し，保存して，一般公衆の利用に供する業務  
他の図書館，図書室等との相互協力に関する業務  
図書館資料に係る調査相談に関する業務
- ・ 所在地 広島市中区千田町三丁目 7 番 47 号
- ・ 職員数 21 人(平成 23 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)
- ・ 利用状況等（平成 22 年度）

入館者数	蔵書数
251,790 人	688,371 冊

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2 広高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 呉市広大新開三丁目6番44号
- ・教職員数 全日制：42人(7人) 定時制：10人(2人)  
〔平成23年5月1日現在で本務者数,( )内は非常勤講師,再任用短時間勤務職員の合計である。〕
- ・生徒の状況

課 程	全日制				定時制				
	普通科				普通科				
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員(人)	200	200	200	600	40	40	40	40	160
生徒数(人)	191	200	199	590	11	17	16	13	57
充足率(%)	95.5	100.0	99.5	98.3	27.5	42.5	40.0	32.5	35.6
進 学 就 職	大学・短大	160人 (85.1%)			0人 (0.0%)				
	専修・各種	27人 (14.4%)			0人 (0.0%)				
	就 職	1人 (0.5%)			7人 (100.0%)				
	その他	0人 (0.0%)			0人 (0.0%)				
退学者(人)	4(3)				6(2)				
休学者(人)	3				11				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は,平成23年5月1日現在である。

- ・「進学就職,退学者,休学者の状況」は,平成22年度(平成23年3月末現在)である。
- ・「退学者」の( )内は,退学者のうち休学後に退学した者である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において,長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収の促進に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [ 監査日現在確認分 ]	参考 前年度決算時 [ 平成22年3月末 ]
高等学校使用料(授業料)	6人 89,744円	17人 142,264円

イ 委託契約における設計金額の積算について

(ア) 次の施設管理業務における設計金額の積算において,複数の者から徴した参考見積書のうち,最も低い見積金額を用いて設計金額を積算すべきところ,見積書の平均額を用いて積算を行っていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	一般廃棄物処理業務(平成22~23年度)
根 拠	施設管理業務委託の事務処理について4(3) (平成18年12月15日制定)

(イ) 次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。設計金額を積算する際に参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取して、適正な設計金額の積算に努められたい。

契約名	校内樹木剪定・除草業務（平成22年度 2件） 校内樹木剪定・除草業務（平成23年度） 粗大ゴミ等処理業務（平成22年度）
根拠	施設管理業務委託の事務処理について4（3） （平成18年12月15日制定）

ウ 委託契約の事務処理について

次の委託契約において、契約書に定める作業計画書等の提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・広島県立広高等学校昇降機保守点検業務委託契約（平成22年度）

エ 美術品台帳の作成について

美術品の管理において、美術品台帳が作成されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

美術品	絵画 アートレリーフ「牡丹」
根拠	美術品の管理に関する事務処理要領 2 美術品の取得

オ 行政財産使用料の徴収について

徴収すべき使用料の調定年度を誤っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

使用許可財産	土地（0.25平方メートル×2箇所）
期間	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
根拠	広島県教育委員会公有財産管理規則 第23条 行政財産の使用料に関する条例 第4条

3 尾道北高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な事業内容 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 尾道市長江三丁目7-1
- ・教職員数 66人（12人）  
〔平成23年5月1日現在で本務者数、( )内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		総合学科			
		1	2	3	計
総定員 (人)		200	240	240	680
生徒数 (人)		201	224	239	664
充足率 (%)		100.5	93.3	99.6	97.6
進 学 就 職	大学・短大	195人 (89.0%)			
	専修・各種	21人 (9.6%)			
	就 職	0人 (0%)			
	その他	3人 (1.4%)			
退学者 (人)		2(2)			
休学者 (人)		7			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成23年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」の状況は、平成22年度(平成23年3月末現在)である。

・「退学者」の( )内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

4 広島中央警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 広島市中区基町9番48号
- ・所管区域 広島市(中区、西区の一部)
- ・管内面積 21.96km<sup>2</sup>
- ・管内人口 178,390人(平成23年7月31日現在)
- ・組織体制 13課1隊(警務課、会計課、留置管理課、地域企画課、地域第一課、地域第二課、地域第三課、生活安全課、刑事第一課、刑事第二課、交通第一課、交通第二課、警備課、特別警ら隊)
- ・職員数 407人(平成23年9月1日現在)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 [平成22年3月末]
違法駐車車両移動措置費	2人 24,000円	2人 24,000円

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、作業計画書に係る承諾を書面で行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・広島県広島中央警察署庁舎清掃業務委託契約(平成23~24年度)

## ウ 委託契約における設計金額の積算について

次の委託契約において、設計金額の積算を一部誤っていたものがあった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県広島中央警察署庁舎清掃業務委託契約（平成 23～24 年度）
根拠	施設管理業務委託の事務処理について 4（3）（平成 18 年 12 月 15 日制定）

## エ 遺失物の取扱いに係る事務処理について

拾得物として届出がされた遺失物のうち、携帯電話など「個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録」等が含まれる物件（以下「個人情報関連物件」という。）については、県に所有権を帰属することなく、焼却、裁断、破砕、溶解その他の方法によって物理的に復元が不能な状態にし、速やかにこれを廃棄することとされているが、ノート・パソコン及びカメラ付き電子玩具の一部について、個人情報関連物件に該当する蓋然性が極めて高いにもかかわらず、そのように取り扱われることなく廃棄されているものが見受けられた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	・遺失物法第 35 条及び第 37 条第 2 項 ・遺失物法施行規則第 25 条 ・遺失物事務取扱要綱（平成 22 年 3 月 17 日付け広会第 157 号，広地域第 367 号 警察本部長通達）29「提出物件の帰属」及び 30「個人情報関連物件の取扱い」
----	---

## 5 広警察署

### （1）機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 呉市広大新開一丁目 5 番 6 号
- ・所管区域 呉市のうち，阿賀地区・広地区・仁方地区・郷原町・蒲刈町・下蒲刈町・川尻町・安浦町・豊浜町・豊町
- ・管内面積 211.96km<sup>2</sup>
- ・管内人口 104,400 人（平成 23 年 8 月 31 日現在）
- ・組織体制 7 課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・職員数 118 人（平成 23 年 9 月 1 日現在の常勤職員数）

### （2）監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 6 安佐北警察署

### （1）機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 広島市安佐北区可部四丁目 14 番 13 号
- ・所管区域 広島市安佐北区
- ・管内面積 353.35km<sup>2</sup>
- ・管内人口 153,631 人（平成 23 年 8 月末日現在）
- ・組織体制 7 課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・職員数 153 人（平成 23 年 9 月 1 日現在の常勤職員数）

( 2 ) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。